

沖縄県北部医療組合について

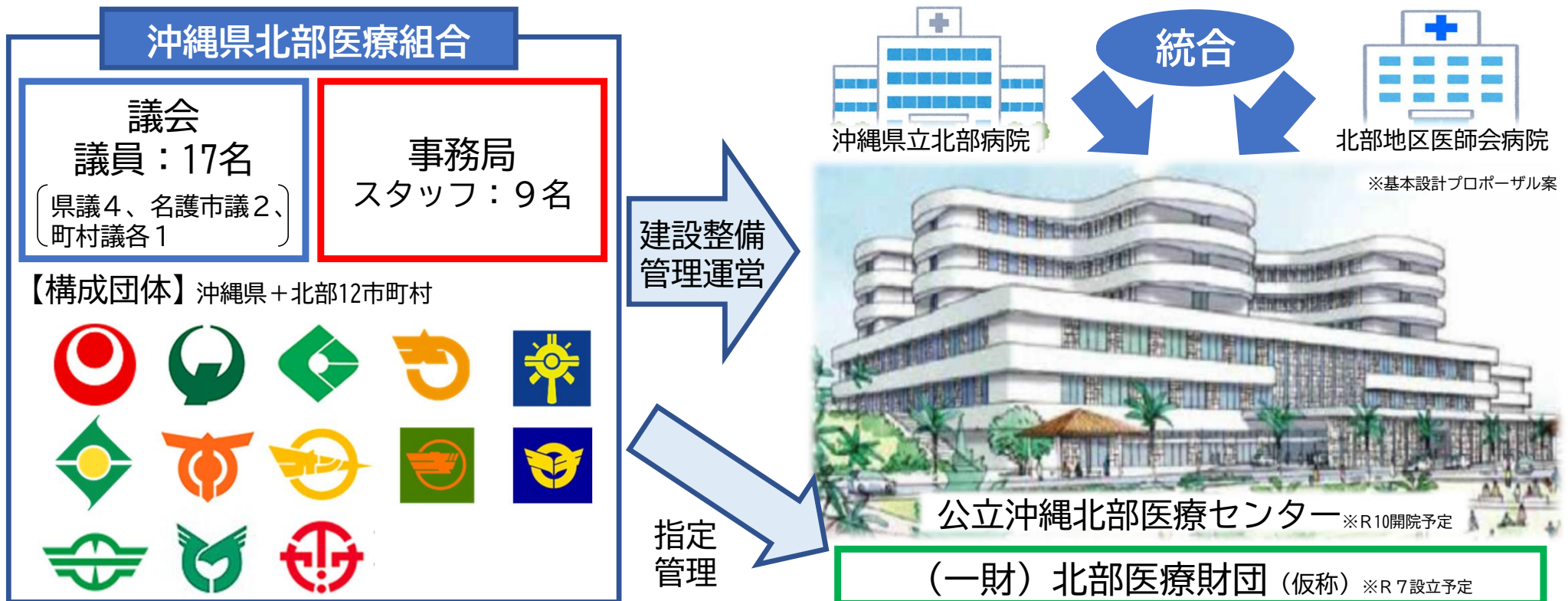
参考 2

概要

- 経緯：沖縄県及び北部12市町村との基本合意（令和2年7月28日）を踏まえ設立
組織：地方自治法第284条第2項による一部事務組合（沖縄県及び北部12市町村で組織）
地方公営企業法第2条第2項による財務規定等適用（独立採算原則）
管理者：沖縄県知事
副管理者：沖縄県副知事、名護市長

共同事務

1. 公立沖縄北部医療センター（以下「北部医療センター」）の建設整備及び管理運営
2. 北部医療センター附属診療所（以下「附属診療所」）の建設及び管理運営
3. 北部医療センター及び附属診療所における医療従事者の確保



○沖縄県北部医療組合組織

R5.4.1現在

